

第80号議案 品川区児童相談所設置条例

1 制定理由

児童福祉法第12条第1項および第59条の4第1項の規定に基づき、児童相談所を設置するため、条例を制定する。

2 条例の内容

児童相談所の名称、位置および所管区域を定める。

名称	位置	所管区域
品川区児童相談所	東京都品川区北品川三丁目10番9号	品川区の区域

3 施行期日

令和6年10月1日

4 今後のスケジュール（予定）

	令和5年度						令和6年度							児童相談所開設
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
児童相談所 一時保護所 開設準備	運営体制の検討、業務マニュアルの作成						業務の進め方・手順の調整							
	都からケースの引継ぎ													
人材育成	児童福祉司・児童心理司・一時保護所職員の派遣						福祉職・心理職・一時保護所職員研修							
児童相談所設置市 政令指定	国への 政令指定 要請	閣議決定												
児童相談所設置市 事務移管	都から引継ぎ・準備作業													
	条例(案)上程													

品川区児童相談所設置条例（案）

（設置）

第1条 児童に関する相談に応じ、児童や家庭に適切な援助を行い、もって児童の福祉およびその権利の保障ならびに最善の利益の実現を図ることを目的として、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項および第59条の4第1項の規定に基づき、児童相談所を設置する。

（名称、位置および所管区域）

第2条 児童相談所の名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
品川区児童相談所	東京都品川区北品川三丁目10番9号	品川区の区域

（委任）

第3条 この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。